

塩見孝也

風雪

第2号



獄中アピール

——東京高裁第五刑事部への注視と
控訴保釈方針の理解を訴える——… 1

投獄十二年に思う… 2

獄中歌… 3

第一審神垣判決批判①

大菩薩破防法

——「三無事件」との比較的検討… 4

塩見救援会会報

1982. 4. 15

保釈アピール

東京高裁

第五刑事部への

注視と

控訴保釈方針の

理解を訴える



雀

よど号HJ・大菩薩破防法

塩見 孝也

(東拘在監)

塩 見公判に関心をよせられ、支援されんとしているみなさん

塩見は本年三月一五日で満一二年の不当拘禁を経験しました。塩見は無実無罪で、正当な主張、係争点があり、地裁においてもたびたび保釈が許可されたわけだし、出獄して自己を完全に防衛する権利があり、私への保釈不許可は全く不当である。一二年は異常に超長期の未決拘留であり、たとえ一審一八年を前提にしても、その三分の二が経過したもので、ウルトラ未決超長期拘留である。とりわけ高裁第五刑事部が控訴保釈をしないまま、八〇年一月三〇日の一審判決より二年二か月近くも理由不明のまま開廷を遷延させ、今後ものはっきりとした段取りも示していないことに注意をうながします。

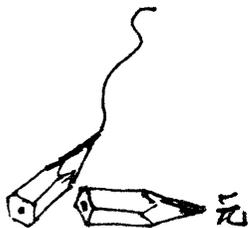
普 通、国家権力は早期結審を相場とし、控訴審の開延期間は大体一年または一年半くらいです。星野公判でも、永山公判でも、東アジア反日武装戦線でも、三里塚管制塔被告団でも、私のより少し早く判決が出るか、遅いのもあるにも拘らず、私より全て早く始まっています。二年余りを過ぎたのは——しかも被告は拘禁されて——あまり例をみません。

別に私は、裁判を早く開廷せよといっているのではなく、必ずしも開廷が遅れるのに反対ではなく、保釈されて十分な時間を得るなかで控訴審が開かれることを望んでいます。

問 題なのは、この遅らせ方(遅れ方)です。裁判所のやっているのは理由も不明なまま、保釈しないまま、未決拘禁を二年余りも延ばし続け、被告人に多大な圧力と不安・犠牲を転嫁したままで裁判を遅らせていること、私はこの現状に不満を感じるものである。

こんな形で裁判を引き延ばしてゆくことは、

- ④ 裁判を開かない前から予断と偏見で有罪・原審維持か、検察側意見採用を前提にし、
- ⑤ 被告御し易しと見て、ただただ被告に圧力をかけ、抵抗力を奪い、裁判所のいいなりにするために引き延ばし、
- ⑥ 開廷するや今度は一気に反動判決を出し、未決通算の負担も被告に与え、無期ないしは実質無期を課す。単なる塩見弾圧の戦略・戦術として引き延ばしをやらんとしていると見られても仕方がないこと。その底に、「どうせ、無期ないしは一八年の実質無期(未決も含めて)なのだから、少々遅らせても構わない」というのでは、ぶち込まれているこちらがたまったものではない。



元

裁

判所が事実の重大性・複雑性・大量性故の調査・研究からの遅延や、或いは裁判官・裁判所側の独自の理由から開廷が遅れているのであれば、その事情を被告の犠牲に転嫁させないように、まずもって被告の保釈を許可し、被告の防衛権を奪うまでなく、これを与えたいとそうすべきです。

い ずれにしても、塩見は無実無罪であり、明確な主張・争点があり、一二年未決は異常であり、防衛権の剥奪として不当であり、

昨年九月に出獄した高原君を最後に、すべて「共犯者」は出獄している現状からしても不当であり、塩見への選別弾圧である。また、

塩見と同質の弾圧を受けている家族へのさらなる人権侵害である。

検

察・国家権力は巨大な力と時間を有し、それが有実ならば、この一二年間いくらでも証拠を集めることはできたのであり、それでも不十分だなんてことは絶対言えず、それに反して、塩見の側は拘禁されたままで思

う存分の立証もできなかったものであり、「塩見の保釈によって証拠の陰滅がなされる」という言い草は、塩見の防衛権を奪い、デッチあげを陰蔽する主張である。

塩見は無実・無罪であり、保釈されてそれを完全に実証することによって自由を得るべく闘うのであり、逃亡した「日陰の自由」など求めない。それに、既に一二年も投獄され妻子もおり、逃げる根拠がない。

裁判所は、保釈をなして、慎重審理のための時間をかけるべきである。 三月二〇日

投獄十二年に思う

塩見 一子



一九八二年三月十五日。夫の投獄十二年目の日であり、息子の十三歳の誕生日でもあります。

この十二年、心から笑うことを奪われた日々ではありません。とはいえ、夫や息子、多くの友人、先達、仲間達に支えられ今日まで闘ってこられたことは、大きな喜びでもあります。幸い夫も息子も健康に恵まれてきたこと（大病を

せずにきたというに過ぎないにせよ）は、どれ程、心労を軽くしてくれたことか。

夫や私や多くの人々が反対し、闘ってきた当時の政治課題は既に一応の決着がついています。アメリカ帝国主義のヴェトナム侵略戦争は、アメリカの敗北という形で決着がつけました。また、沖繩は米軍の基地付き返還ではあれ、既

に返還されています。米軍を撃退し解放を勝ちとったヴェトナムは現在カンボジア侵略を開始し、米帝国主義は相対的地位低下を挽回せんと必死の巻き返しをはかっています。一方で危険な社会帝国主義ソ連の魔手がアフガニスタンを始め各地に伸びています。そして、世界的に平和が脅かされ、反核反原発の闘いは

国際的うねりをみせています。カンボジア支援、北方領土返還に向けての闘いも広がっています。多くの同志達と共に夫が六九年当時展開した闘いは、一つの時代的、歴史的役割を終え、七〇年代後半から八〇年代にかけて新たな闘いのうねりが開始されています。にもかかわらずこのような中で依然として獄につながれるというこ

とは何を意味しているのでしょうか。

ヴェトナム侵略に加担した日本政府の政策は明らかに誤りであったし、沖繩返還は当然の要求であったし、それらは既に歴史的に証明されたことです。それらの政治課題を巡っての闘争、つまり具体的行動が問われるとしても、夫と其の同志達は、誰一人傷つけたわけでもありません。建造物を破壊したわけでもありません。日本の現体制の中で犯罪とされる二大事は身体への損傷と私有財産の侵害だと思われませんが、このどちらにも抵触していません。ですから、いきおい検察側の控訴趣意書は、闘争の具体的課題（ヴェトナム反戦や沖繩返還）に触れず、塩見の具体的行動に触れず、「情状」を中心に展開するわけです。その核心は、階級的憎悪に満ち、資本主義批判をする塩見の思想性や政治性においています。その政治・思想を捨てない塩見を「更生不能」「社会復帰不能」犯として無期求刑をあくまで要求するといった態度です。そこにこそ、この塩見公判 思想裁判、政治裁判といわれる所以が余すところなく暴露されているよ

うに思えます。

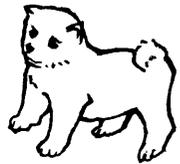
投獄十二年といえば、戦前の政治思想犯、治安維持法違反に問われた人々に匹敵する超長期拘留です。長年の智恵で高い壁をへだてて固く結合し合うすべてを学んできているとはいえ、「階級苦に比すれば個人苦など取るに足りず」などとカッコいいことは言いたくはありません。また、そんなやせがまんが社会的に好作用をもたらすとも思いません。権力の「階級的見せしめ」を許し続けることは労働者の解放に向けて闘う人々、反核反原発平和運動を展開する人々、全ゆる不正と闘う人々の陣営にとって決して良いことではないと確信しています。一日も早い保釈・釈放に向けて控訴審を闘いつつ、保釈闘争にも力を注いでいきます。ご支援、共闘をお願いします。

獄中歌

一九八一年九月十一日
湯川博士追悼を詠む
秋来たり 人間の科学
唱えし人は 核の危機前に
思い残し逝き

一九八一年
十月二四日

秋深き
膝かけ
欲しき
ころとなり



行

晩秋や 昼寝の頃も 縮こまり

秋寒し 許可なき前の 膝毛布
例年の如く 悶着始まる

寒雨こもりや 重ね着増して
立冬を知る

立冬や 冬物は何かと
妻を待つ

寒空に 妻獄来たり
のびのびと

障害者教育 難しさ語る

寒雨の 切れ目なれども
獄午前

陽溜り 一杯 三疊楽しむ

一九八二年一月八日

新春の歌
強寒こもりの 年賀とともに

冬の喜び 舞いきたり
ますらおに 与え

あちこちで あいつも
こいつも 生き闘い

寒さ越え 年賀くれ

夜更けの獄
寒さ深まる 夜更けの獄
一月二四日

社会主義の理想 我鼓舞す
想いて

大寒続き
獄冷やか 零下の大寒に
一月三十日

消燈越え 勉強し

観梅の 行楽遠し
二月二八日
獄三疊

手袋の ほころび広がり
指飛び出し

一冬過ぎかかるを
薄獄に知る

第一審神垣判決批判 1

大菩薩破防法——「三無事件」との

比較的検討

大菩薩峠事件では、軍事訓練中に大検査がなされたが、訓練そのものが未遂のままで終っている。

それにもかかわらず、第一審判決では、あたかも「首相官邸襲撃・占拠の犯行直前」であったかのごとく、事件を誇大に描きあげ、あまつさえ「もしそれが実行されていたら」という仮説をたてて、その仮定のうえで「可能性」を「社会的危険性」として裁いている。第一審神垣判決では、このように「社会的危険性」とか、仮空の「社会不安」「社会的影響力甚大」で「あったら」と推認される」として、終始一貫して「推認」による虚構の捏造を先行させ、あたかも決行直前の「予備」段階にあつたかの如き印象を与えておいて破防法三九条・四〇条を適用して、なんのためらいもなく破防法有罪判決が導かれているのである。

客観的危険性という観点からみて……

神垣判決では、弁護側が主張した「三無事件」における破防法三九条・四〇条の適用に関する判例を一応確認してはいる。

「当該基本構成要件に属する犯罪類型の種類・規模等に照らして、当該構成要件実現のための客観的危険性という観点からみて、実質的に重要な意義をもち、客観的に

破防法そのものの違憲性はひとまずおくとして、この大菩薩峠事件が、それでは実際にこの破防法三九条・四〇条の「予備」に該当する態をなしたものであったのだろうか？

破防法「予備」の条文が適用された過去の事件判例として「三無事件」（下段参照）があり、以下、この事件との比較で、神垣判決の不当性、出鱈目さ加減をみてゆくことにする。

相当の危険性の認められる程度の準備が整えられた場合であること
を要する。（東京高裁・S四二年六・五判決——いわゆる三無事件判決）
——として、「三無事件」当時の警備状況・自衛隊への工作状況等々を考慮して、「客観的に相当

●「三無事件」のあらまし

（判例時報四九二号より抜粋）

事案は、川南らを中心とした被告人らが、共産主義に反対し、三無主義（無税・無失業・無戦争）による諸政策を推進する目的をもって、昭和三六年九月上旬頃から同年十二月上旬頃までの間、昭和三七年三月頃と予想される共産革命の機先を制し、武器をとって国会を襲撃し、同所及び付近を騒乱状態に陥入れ、非常事態宣言を発し、閣僚、議員等を殺害する等の非常手段による政界一新の謀議を重ね、その準備として、国防色作業衣、ヘルメット、防毒マスク、トラック、ジープ、移動無線車を手直し、拳銃、自動小銃、ライフル銃、手榴弾等の入手を図り、九州方面から川南工業従業員二〇〇名位を動員するための宿舎を予約し、国会及びその周辺を偵察し、自衛隊員三〇余名に働きかけて自衛隊の動向打診又は協力要請をし、三無塾生数名に射撃訓練を行わせたというものであって（なお、被告人川南については関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反が併合されている）、破防法三九条、四〇条の罪（予備罪）の最初の公訴であったところ、第一審は、十二名の被告人の

次頁へ→

表1 三無事件と大菩薩峠事件における
装備の比較

三無事件		大菩薩峠事件	
装備	個数	装備	個数
ヘルメット	388	鉄パイプ爆弾	17
防毒マスク	100	火炎ビン	5
作業衣	99	登山ナイフ	34
戦闘帽	99	斧	5
日本刀	8	ピース缶爆弾	3
ライフル銃	2		

の危険性」が認められるかどうか
が問題とされ検討されている。
大菩薩峠事件では、破防法三九
条・四〇条有罪判決が出されてい
るが、「三無事件」以上の「客観
的危険性」なり、「社会不安」「社
会的影響力甚大」ということがで
きるだろうか。実際に則してみて
みれば、それは全くできない相談
なのである。

神垣判決では、「官邸襲撃・占
拠に向けて準備された内容は、警
察の警備力を考慮に入れても、貧
弱ということとは出来ない」、破防

法三九条・四〇条が成立するには、
○政治目的をもって、○警察官を
殺傷し、もって治安を妨げ……、
○公務執行の意図、が認められれ
ば、「客観的危険性」の構成要件
としてこれで十分である、と述べ
ている。

——よくよくみてみれば、神垣
裁判長がいうところの「構成要件」
なるもの、具体装備での「客観的
危険性」というよりも、その「意
図」のみが問題とされていること
がわかる。

ところが、その「意図」の「危
険性」を証明するにも「具体装備」
で裏付けざるを得ないため、一応
それを「貧弱ということとは出来な
い」と強弁しながらも、全くそれ
を真面目に検討することもやらず
ただただ検察官の主張をう呑みに
して、「社会的影響力甚大」だの
「社会的危険性」とかをガナリた
てているだけなのである。

では、その「意図」について、
とりわけ「政治目的」についてみ
れば、これは、明らかに当時の佐
藤政府Ⅱ自民党の対米従属・ベト
ナム侵略加担を基調とするアジア
再編Ⅱ安保（Ⅱ日米共同声明路線）
改定の重大な一環としての佐藤訪

米があり、これを阻止せんとする
ところにあったのだから、この点
については、当然のことながら政
府Ⅱ自民党の側に、当時の社会不
安・社会的危険性の最大の根源が
あったことは明らかであり、歴史
的にも証明されているところであ
る。佐藤政府Ⅱ自民党に反対した
学生・労働者・市民・知識人士の
圧倒的正義性は明らかであり、佐
藤訪米阻止の「政治目的」が、破
防法有罪の構成要件にされるいわ
れは全くない。

次に、では具体的な装備・準備
状況・規模についてはどうであ
るか？

「三無事件」では、
ヘルメットⅡ三八八個、防毒マ
スク百個、作業衣九九着、戦闘帽
九九個、日本刀八振、ライフル銃
二丁、e t c.

——となつて（表1）。
被逮捕者数こそ十三名と少ない
とはいえものの、潜在的な見積ら
れていた戦力では百名を下らない
といえるし、具体装備としては決
して大菩薩峠事件に比べて幼稚と
はいいがたいのである。むしろ、
被逮捕者の中に、旧陸士生などが
いたことは特筆に値する。

←前頁より

うち、八名につき、政治目的のため殺
人及び騒擾の陰謀の事実を認めたと
まだ予備の段階には達していなかった
と判断して、有罪の言渡をし（うち実
刑三名、執行猶予五名）、四名につき
陰謀に加わった証明が十分でないとし
て、無罪の言渡をした。これに対し、
検察官から実刑三名、無罪二名につき、
被告人側から実刑三名、執行猶予一名
につき、それぞれ控訴申立があつて、
検察官からは、本件事案は陰謀に止ま
らず予備の成立を認むべきである、有
罪とされた被告人らの量刑は軽きに失
する、無罪とされた被告人についても
有罪とすべきであると主張し、弁護人
側からは、第一審の有罪認定を全面的
に非難し、破防法三九条、四〇条の違
憲性を主張するほか、第一審の訴訟手
続の法令違反、量刑不当も主張された。

一方大菩薩峠事件では、被逮捕
者こそ五三名と多いが、具体的装
備としては、

「鉄パイプ爆弾」一七本（その
ままでは爆弾の用はなさない）、
「火炎ビン」五本（すべて火炎ビ
ンの用はなさないもの）、登山ナ
イフ三四丁、斧五丁、「ピース缶

爆弾三個」(未実験段階)、等でしかなく、しかも、これらは訓練用のものである。

さらに、「社会的影響力」「社会的危険性」とかでは、「三無事件」は、六〇年安保に危機感を覚えた右翼のテロがあいつぐ中で起こっており、六〇年、河上丈太郎氏(社会党顧問)、岸信介、浅沼社会党書記長、小林日教組委員長事件、嶋中事件等々と続々と発生していた時であり、「三無事件」も、これらの右翼の統発テロと深

■■■■ 彼我の「戦力」比較ではどうか

では、これら両事件に対応するそれぞれの警備状況はどうであったのであろうか。

「三無事件」当時(六一年)の、警察関係国家予算は、一五四億五千万円で前年度比一二六億六百万円の増額で、人員は十三万一九三〇人で前年度比四五〇〇人増である。これを年間一人当りの装備予算割り当てでみると、十一万七千円となる。

大菩薩峠事件当時(六九年)の警察関係国家予算は、三九一億四

く関連していた。これを背景とした「三無事件」は、「社会的危険性」「影響力」が決して小さかったとはいえない。それどころか、六一年の通常国会で特別にこの事件が取り上げられ、これを機に警備力を強化したい旨の報告が出されているほどであった。「社会的影響力」「危険性」という点からみれば、大菩薩峠事件に比べてはるかに大きいものであったことは明らかである。

八〇〇万円で人員は、一六万五三五〇人で、前年度比五〇〇〇人増である。一人当りの年間装備予算でみると、約二三万六七〇〇円ということになり、六一年当時の二倍強であり、七〇年安保対策としての警察力増強は、六五年の日韓闘争以来、年度ごとに六〇〇〇人増ですすめられてきている。内訳でみると、外勤警察官一五〇〇人、公安捜査員一〇〇〇人、機動隊員二五〇〇人であり、機動隊員は前年度の一五〇〇人の増員

に続く二度目の増員となっている。さらに「七〇年安保と統発する大学紛争対策」と称して全国的な警備体制の編成Ⅱ管区機動隊の発足もこの時期になされており、関東管区では一〇〇〇人が配備されている。

また「予算面では、とくに、安保予算として、警備力の強化が重点とされ、機動隊・管区機動隊など八万四七九九人分の出勤編成に必要な個人装備と防護用資材が整備される(朝日年鑑七〇年版)」といった具合である。

さらに当時で特筆すべきは、六九年十月一日を期して、「臨時非常体制」を発足させ、一年の有期で警視庁警察官三五〇〇人のうち四五才以下の二万五〇〇〇人をデモ鎮圧部隊に編成し、発足と同時に首相官邸・国会・霞ヶ関一帯の昼夜厳戒体制を確立していることにある。

このように、「三無事件」(六一年)当時と、大菩薩峠事件当時(六九年)とは、たった八年のひらきでありながら、警備・警察力の面では、両件のあいだには圧倒的な違いがあり、まさに何

るところである。

さらに、「三無事件」当時の牧歌的な警備状況に比べ、大菩薩峠事件の当年は、「首都圏ロックアウト体制」といわれたように、プレ厳戒合体制下にあったことは、十月に発足した「臨時非常体制」の内容をみても分かるところであり、しかも、その警備の重点は、首相官邸・国会・霞ヶ関周辺にあったのであるから、三無事件当時の警備体制とは、文字どおり、雲泥の差があるというものである。

「三無事件」にせよ、「大菩薩峠事件」にせよ、これらが計画段階で挫折しており、しかも、その計画がズサン稚拙を極め、実行に到るにはほど遠い「戦力」しかもっておらず、「三無事件」に比べ

表2 警察関係国家予算と人員の増強 (朝日年鑑より)

年	予算(万円)	人員(人)
'60	1,418,400	124,430
'61	1,545,000	131,930
'69	3,914,800	165,350
'70	4,893,600	170,350

「大菩薩峠事件」が「戦力」や計画の緻密さにおいて下回りこそすれ決してそれ以上の実力を保有したものでないことは客観的に明らかである。「社会的影響力」「危険性」然りである。

それにもかかわらず、両事件に対応する警備警察力の面では、二つの事件の間には圧倒的なひらきがあり、この面からみて、大菩薩峠事件における当時の赤軍派の「戦力」は、客観的には全く貧弱であったと断定できるのであり、判例に従えば、「客観的に相当の

危険性」が、「三無事件」にはなく、大菩薩峠事件にはある、という客観的論拠は、検察官と裁判官の主観的判断以外のどこにも存しないことは全く明らかなのである。

声

初めての面会

東京 M (会員)

お手紙ありがとうございました。本当に暖かい日が続き、日当りの悪い借家住まいの我が家でも、ボケの花は満開、桜は七分咲きとい

拘禁通算日数四、四一四日目に入った塩見氏は、現在、より多くの新しい友人、また旧くからの友との対話を求めています。ご承知のとおり獄中生活は、私達の日常では考えられない程、多くの禁忌でしばられています。獄での生活の術は自然に身につくとはいえず、そのつきない自由への渴望と、精神的苦痛は、私達の想像を絶するに余りあるものではないでしょうか。氏の孤独を、獄中歌のなかにもみいだすことができます。

獄中の塩見孝也に激励の手紙を！

破防法はひとり塩見氏にかけられたものでなく、また、かつてのブンド系青年達のみに向けられた総括点であるだけでもありません。反原発運動も新たな段階に入り、また刑法・監獄法改悪も身近に迫ってきた現在、破防法は私達にとって、また重大な明日であり、決して過去ではありません。是非、皆さんの声を獄中の友人のもとにとどけてください。

〈塩見孝也氏の住所〉 〒一二四 東京都葛飾区小管一―三五―一―A

ったところでしょうか。

先立っての面会では申し訳ありませんでした。話したいことの一割も言えませんでした。面会時間の短かさに驚くばかりです。ごく普通のこと、人と話をするのに第三者者に制限されるなんて、私は外の物差しが通用しない所に来てるんだ！塩見さんが非常に不自然な形で、身体も精神の発露も拘束され、奪われているんだということを痛感せざるを得ませんでした。

しかし私はとにかく、一子さんにとっては、いったいどんな十二年間だったのか、同性として、夫をもつ女として、とても堪えられるものとは思えません。日曜休みの仕事では、当然東拘への面会にも限界があります。獄外での弾圧は、獄中と同質か、あるいは社会的接点が多ければ多い程、複雑でより厳しいはずですよ。かてて加えて、そんな中で元君を一人で育てていらっしやる。

会員は、まだまだ小人数で、誌面も十分とは言えません。しかし想像をはるかに起えて闘う塩見さん一家を弾圧から守り、支援する闘い方を、ご一家の粘り強さから学びつつ拡大していくつもりです。

季刊 季節 6号

●総特集

『現代における2つの
安保闘争の意義』

●塩見孝也

『夏目漱石とその恋愛観』

エスエル出版会

風雪No.2 1982年4月15日発行

発行 塩見 救援会

連絡先 〒134 東京都江戸川区東葛西5の39の13
荒井荘 鈴木(SQ舎)

電話 03-686-6758